

## 刈谷市定額減税補足給付金不足額給付業務委託に係る

### 公募型プロポーザル実施要領

#### 1 業務名

刈谷市定額減税補足給付金不足額給付業務委託

#### 2 業務概要

##### (1) 業務内容

令和6年度に実施した定額減税補足給付金（調整給付金）のうち、不足額給付の支給に係る一連の業務。詳細は、別紙「仕様書」に記載のとおり。

##### (2) 委託期間

契約締結日（令和7年5月中旬の想定）から令和7年12月12日まで

#### 3 提案限度額

34,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 4 選定方法

企画提案を募り、審査委員会による選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

#### 5 応募資格要件

応募者は次のすべての要件を満たすこととする。

(1) 刈谷市入札参加資格者名簿（契約検査課所管）に登録されていること。

(2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(3) この要領に基づく申請関係書類の提出日から選定結果の通知日までの間に刈谷市入札参加資格停止要領の規定に基づく資格停止処分を受けていないこと。

(4) 役員（法人でない団体の代表又は管理人を含む。）及び実務責任者に、次のアからウまでのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがな

くなくなった日から2年を経過しない者。

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。

(5) 次のアからエまでのいずれかに該当する法人等でないこと。

ア 商法(明治32年法律第48号)に基づく会社整理の申立て又は通告がなされた法人等及びその開始命令がされている法人等

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)

エ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた法人等及びその開始決定がされている法人等(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)

(6) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う法人等でないこと。

(8) 本市と同規模程度以上の地方公共団体において、令和6年度に当初調整給付金業務(給付金の支給について、窓口、コールセンター、帳票作成、審査・入力等)を元請として、一括又はそれと同等と認められる範囲で履行した実績があること。

(9) 受注者は、プライバシーマーク付与事業者又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISO27001/ISMS)適合性評価の認定取得業者であること。

## 6 スケジュール（予定）

内容	日程
実施要領等の公示（市HPの公開）	4月7日（月）
質問受付期限	4月14日（月）午後5時
質問回答の公示	4月17日（木）までに順次回答
参加表明書の提出期限	4月18日（金）午後5時
企画提案書等の提出期限	4月28日（月）午後5時 ※郵送の場合は必着
審査委員会（プレゼンテーション）	5月8日（木）
選定結果通知書発送	5月9日（金）
契約に向けた協議	5月12日（月）以降
契約締結	5月中旬

## 7 質問受付・回答

### （1）質問方法

質問は、「質問書（様式1号）」により税務課あてに電子メールで行うこと。  
電子メールの件名は「プロポーザルに関する質問(提案事業者名)」とすること。

電子メールアドレス：zeimu@city.kariya.lg.jp

### （2）受付期限

令和7年4月14日（月）午後5時

### （3）回答方法

令和7年4月17日（木）までに、刈谷市ホームページに順次掲載する。

## 8 参加表明

企画提案に応募する事業者は、応募書類の提出前に参加表明を行うこととする。

### （1）参加表明方法

参加表明は、「参加表明書（様式2号）」により、税務課あてに電子メールで行うこと。電子メールの件名は「プロポーザル参加表明書（提案事業者名）」とすること。

電子メールアドレス：zeimu@city.kariya.lg.jp

(2) 提出期限

令和7年4月18日(金)午後5時

9 応募書類

(1) 提出書類(用紙は日本工業規格A4判(A3判とする場合は折込み))

ア 参加申込書(様式3号)

イ 会社概要(様式自由)

会社の設立年月日、資本金、従業者数、業務内容を記載する。

ウ 業務実績書(様式自由)

令和6年度に本市と同規模程度の市において、以下に記載する当初調整給付に係る業務を適正に履行した実績(自治体名含む)を記載する。

(ア) 給付管理システムの構築、運用管理

(イ) 支給決定通知書及び支給確認書等の作成、印刷、封入封緘

(ウ) 受付窓口

(エ) コールセンター

(オ) 書類審査、データ入力等の事務センター

エ 企画提案書(様式自由)

別紙審査項目に沿って提案するものとする。

オ 見積書 ※社印及び代表者印は不要

仕様書に記載の各業務の費用が分かるよう内訳書を添付すること。

(2) 提出期限

ア 持参の場合 令和7年4月28日(月)午後5時

※ただし、土日を除く午前8時30分から午後5時まで。

イ 郵送の場合 令和7年4月28日(月)必着

※不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(3) 提出部数

10部

※「(1)ア 参加申込書」は、社印及び代表者印を押印したものを1部のみとする。

(4) 提出場所

刈谷市役所 2 階 税務課

(5) その他

ア 提出書類は返却しない。また、提出書類作成に係る費用及び提出に係る交通費等の費用については支給しない。

イ 提出書類の内容について、市が提案事業者にお問い合わせを行った場合、提案事業者は速やかに市に対して回答すること。

10 審査・選定方法

(1) 審査委員会において、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を行う。

(2) 審査方法は、別紙「審査項目」に基づき、審査項目ごとの評価点数の合計点数に基づくものとし、最も合計点数の高い提案事業者を選定する。ただし、合計点数が 6 割未満であった場合においてはこの限りではない。なお、同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により選定する。

(3) 審査委員会は、令和 7 年 5 月 8 日（木）に実施する。実施の詳細については、提案事業者に別途通知する。

(4) プレゼンテーションに要する時間は 20 分、質疑応答 10 分程度とする。

(5) 提案事業者の出席者は 2 名までとする。

(6) プレゼンテーションでスクリーンを使用する場合は事前に申し出ることとし、パソコン等は提案事業者で準備する。

(7) 選定結果については、提案事業者全てに文書で通知する。

(8) 選定結果に対する異議申し立ては認めない。

11 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当する事業者の提案は無効とする。

(1) 資格要件を満たしていない場合

(2) 提出期限を過ぎて提案書が提出された場合

(3) 提出された書類に虚偽の記載があった場合

(4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められる状態に陥った場合

- (5) 審査の公平性を欠く行為があった場合
- (6) 実施要領に違反すると認められる場合
- (7) その他不正な行為があった場合

## 12 契約の締結

- (1) 選定された候補者と契約締結に向けた協議を行う。協議において、必要な範囲内で企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行った上で本契約の仕様に反映させることができる。この場合において、仕様に反映された提案及び条件等は、全て仕様書に規定されたものと見なし、受注者は履行の義務を負うものとする。
- (2) 選定された受託候補者との契約が成立しなかった場合は次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する。
- (3) 契約期間中に天災、疫病、その他不可抗力によるもの、事業者の責に帰さないものにより、必要があると認めるときは、委託業務の中止又は延期の内容を事業者へ通知して、委託業務の全部又は一部の履行を中止又は延期させることができる。

## 13 提出先及び問合せ先

刈谷市総務部税務課（刈谷市役所2階）

住所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電話：0566-62-1205（直通）

電子メール：zeimu@city.kariya.lg.jp